

長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化してきた。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっている。今必要とされていることは、雇用確保とあわせてよりよい労働環境の整備である。

特に長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つである。厚労省の集計によると、子育て期に当たる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働（月80時間を超える残業）をしている。また、男性が家事や育児にかける時間は他の先進国と比較して最低レベルである。こうしたことが、「結婚できない」、「子どもを産めない」、「女性の子育てへの負担感が大きい」ことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっている。

また、日雇い派遣は、労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎる。

よって、本市議会は、政府に対し、だれもが将来への希望を持って働くことができる社会の実現を目指すため、下記の点について特段の取り組みを行うよう強く要望する。

記

- 1 法定割り増し賃金率の引き上げやサービス残業の取り締まり強化を図ること。
- 2 日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司